

令和7年度

公益社団法人 新宿法人会

やさしい法人税のしくみ

開催のご案内

初めて法人税法を学ばれる方、もう一度基礎から学びたい方を対象に法人税のしくみを4日間で分かり易く解説いたします。
ご要望の多かった研修会でもあり、法人税だけではなく日常業務にもお役立ていただけますので奮ってご参加ください。

日時 | **9/26** 金
10/3 金 **10/17** 金
いずれも13:30~16:00

会場 | **新宿法人会館 3階** 北新宿1-19-19

- JR総武線大久保駅 南口から徒歩7分
- 西武新宿線西武新宿駅 北口から徒歩10分



講師 | **新宿税務署
法人課税第1部門担当官**

受講料 (税込) | **会 員 2,000円 一般 6,000円
新入会員 1,000円**

※2024.8以降入会が新入会員となります。
資料、テキスト代を含む。初日にご持参ください。

定員 | **45名** ※定員超過の際は断りのご連絡をいたします。
受講証などの発行はありません。

申込み | FAX、メールで申込みください。
QRコードからも簡単に申込みできます。

FAX:03(3371)3834
メール: info@shinjuku-hojinkai.or.jp



問合せ | **新宿法人会 事務局
TEL:03(3371)3821**

- ▶ なかなか学ぶ機会のない法人税の基礎を
4日10時間でコンパクトに学習できます
- ▶ 税務署担当官による
実務に即した内容の研修会です
- ▶ テキスト「法人税入門の入門」(税務研究会)は
持ち帰って業務にも活用いただけます

主な学習内容(予定) ※筆記用具と電卓をご持参ください。

- 法人税の基礎
 - ・法人税を納めなければならない法人
 - ・法人税のかかる利益
 - ・所得金額の計算のしかた
 - ・会社の決算と税法
- 収益の税務
 - ・益金となるものならないもの
 - ・収益はいつ計上するか
 - ・受取配当金は益金にならない
 - ・評価益と還付金
- 費用の税務
 - ・損金となるものならないもの
 - ・減価償却、繰延資産とは
 - ・役員給与にはいろいろな制限がある
 - ・損金となる寄附金、交際費には限度がある
 - ・損金とならない租税公課がある
 - ・貸倒れの条件はきびしい
 - ・引当金とはどのようなものか
 - ・欠損金、消費税はどのように扱われるのか
- 税額計算と申告・納付
 - ・税額計算のしくみはどうなっているか
 - ・同族会社に対する特別な税金とは
どのようなものか
 - ・税額控除にはどのようなものがあるか
 - ・申告と納付はどうすればよいのか

▼ やさしい法人税のしくみ 参加申込書 ▼

法人名	区分 (○してください)			会 員 ・ 新入会員 ・ 一 般
所在地				
連絡先	TEL	FAX	メール	
受講者 役職・氏名	事業内容			

※ご記入いただきました情報は、当講座の準備(お問合せを含む)及び新宿法人会事業以外には使用いたしません。